

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

証 紙 欄

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号
又は名称及び代表者の氏名)

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	登録番号	屋外広告業登録 第 号		
		登録年月日	年	月	日
法人・個人の別		1 個人	2 法人		
フリガナ 商号、名称又は氏名 (法人にあつては、商号又 は名称及び代表者の氏名)					
住 所 (法人にあつては、主た る事務所の所在地)		〒 (-)		電話 (- -)	
1 管内におい て営業を行う 営業所の名称 及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)		電話番号	
2 業務主任者 の氏名及びそ の所属する営 業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要	
3 法人である 場合の役員(業 務を執行する 社員、取締役、 代表者、執行役 又はこれらに準 ずる者) の職 名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
4 他の地方公 共団体におけ る登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号		

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)			
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒(-) 電話(- -)		
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名
7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要	
	営業所3	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要

- 注 1 印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
- 4 次の書面を添付すること。
- (1) 登録申請者(法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員。)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)
 - (4) 登録申請者(法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員。)を含む。)の略歴書
 - (5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の写し(いずれも3か月以内に発行されたもの)
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
- 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)
- 9 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

登録申請者

本人
法人の役員
法定代理人
法定代理人(法人)
の役員

の略歴書

現住所	〒 (-)		
	電話 (-)		
氏名 (法人にあつては、役員の氏名)		生年月日	年 月 日
略歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」は、該当するものを で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴(役員としての経歴を含む。)について記入すること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 5 この略歴書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、九州各県の略歴書様式として利用できます。